

不服申立て事案答申第 245 号

不服申立て事案諮問第 256 号

件名：警察安全相談等・苦情経過票の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る警察安全相談等・苦情経過票（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、廃止前の愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 2 月 17 日付けで行った自己情報開示請求に対し、処分庁が同年 3 月 2 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 自己情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 2 月 17 日付けで、処分庁宛ての自己情報開示請求書を提出したことから、同日、処分庁はこれを受理した（以下「本件開示請求」という。）。

なお、処分庁が受理した、本件開示請求の内容は、警察安全相談等・苦情経過票（整理番号：○）

である。

(イ) 自己情報一部開示決定

本件開示請求の対象となる保有個人情報は、特定年月日に愛知県 A 警察署（以下「A 署」という。）に対して寄せられた、第三者からの相談に関する内容が記載された警察安全相談等・苦情経過票である。

処分庁は、令和 5 年 3 月 2 日、本件保有個人情報のうち、条例第 17

条第 2 号に規定される不開示情報に該当する部分については開示しないこととし、審査請求人に対して自己情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）をした。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であり、本件保有個人情報に関して開示しないこととした部分については、本件処分の決定通知書に記載されているとおり、

- ・開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分（条例第 17 条第 2 号に該当）
- ・警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分（条例第 17 条第 2 号に該当）

である。

(イ) 本件審査請求で審査請求人は、すでに知っている部分あり、公務員のやり取りもみえるはずであると主張し、本件処分で不開示とした部分の開示を求めている。

(ウ) 以下、開示しないこととした理由について述べる。

a 開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分

条例第 17 条第 2 号本文には、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものが含まれている保有個人情報は不開示とすることが規定されている。

本件保有個人情報の内容は、第三者からの相談内容と、それに対する A 署の警察官の措置状況を記録したものである。

よって、本件保有個人情報の内容は、全体として第三者、つまり開示請求者以外の個人に関する情報として記載されており、これらは特定の個人を識別することができる個人情報であることから不開示としたものである。

また、本件保有個人情報で不開示とした部分は、条例第 17 条第 2 号ただし書に規定される除外規定には該当しない。

b 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

条例第 17 条第 2 号ただし書ハでは、公務員に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該個人情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされ、例外として、当該公務員が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除くとされている。

また、氏名を不開示とする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号。以下「県規則」という。）第 8 条において、「警部補以下の階級にある警

察官をもって充てる職及びこれに相当する職」と規定されている。

そして、本件処分において不開示とした本件保有個人情報の取扱者欄の氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であることから、条例第 17 条第 2 号ただし書ハの規定を受けて定められた県規則第 8 条に規定される不開示情報に該当することから不開示としたものである。

(エ) このように、本件処分については、条例第 17 条第 2 号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、条例の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、すでに知っている部分があり、公務員のやり取りもみえるはずである旨主張し、本件保有個人情報の不開示部分の開示を求めている。

しかしながら、本件保有個人情報において不開示とした部分が、不開示情報に該当する理由は、上記(1)イで述べたとおりであり、本件処分が適正であることは明らかである。

よって、審査請求人の主張に理由はない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は条例の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、特定年月日に A 署に対して寄せられた、審査請求人についての第三者からの相談に関する内容が記載された警察安全相談等・苦情経過票である。

処分庁は、このうち警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分及び開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分を条例第 17 条第 2 号に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分について

警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

県規則第 8 条に定める警部補以下の階級にある警察官をもって充てる

職及びこれに相当する職については、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しないとされているため、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は同号ただし書ハには該当せず、また、同号ただし書イ及びロにも該当しない。

よって、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

イ 開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分について

当審議会において開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分を見分したところ、審査請求人についての相談を行った第三者を識別できる情報のほか、その相談内容及びそれに対する A 署の警察官の措置の状況等が記載されていた。

これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当し、また、同号ただし書イ、ロ及びハに該当しないことは明らかである。

よって、開示請求者以外の第三者に関する情報が記載された部分は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 7. 6	諮問（弁明書の写しを添付）
6. 4. 8 (第 236 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 9. 30 (第 241 回審議会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
6. 10. 28 (第 242 回審議会)	審議
6. 11. 27	答申